

令和7年度第1回大田区地域包括支援センター運営協議会

1 開催日時

令和7年7月2日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

2 会場

大田区立消費者生活センター 2階 大集会室

3 出席状況

（委員） 佐藤委員【会長】、工藤委員【副会長】、高峰委員、志田委員、濱委員、常安委員、近藤委員、高橋委員、高見委員、小池委員（欠席）

（区） 有我部長、政木福祉支援担当部長、山浦福祉管理課長、
黄木福祉支援調整担当課長（欠席）、金子元気高齢者担当課長、
牧井介護保険課長、松田介護サービス推進担当課長、
上田大森地域福祉課長、浅沼調布地域福祉課長、
根本蒲田地域福祉課長、若林糶谷・羽田地域福祉課長、
喜多高齢福祉課長、事務局

（傍聴者） 4名

喜多課長 定刻になりましたので、令和7年度第1回地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。
本日司会を務めさせていただきます高齢福祉課の喜多と申します。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに資料の確認をさせていただきます。
次第から始まり「資料1から10」になります。

次に、本日会議の出席状況について、10人中9人の皆様にご出席いただいております。それでは開会にあたりまして福祉部長有我よりご挨拶を申し上げます。

有我部長 皆さんこんにちは。
4月から福祉部長に着任いたしました有我でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
今期第9期におきまして、10名の委員のうち6名の方が新たに、また4名の方については引き続き委員をお引き受けいただきましたことにまずもって感謝申し上げます。
地域包括支援センターは、介護・福祉の総合相談窓口として重要な役割を担うとともに、今年度新たに区の総合計画として策定した大田区基本計画において、見守りの拠点として、また地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、介護基盤整備や地域連携の核としても期待されているところでございます。
次期高齢者推進プラン策定に向けて、今年度、実態調査が予定されております。調査で把握した課題やニーズとあわせ、この会議での議論を、地域包括支援センターの適正にかつ円滑な運営に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多課長 続きまして、本日は第9期地域包括支援センター運営協議会の最初の会議となりますので、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。
順番につきましては「資料1」の名簿の順番とさせていただきます。
それでは佐藤委員からよろしくお願いいたします。

～委員自己紹介～

喜多課長 続きまして、「資料2」の区側出席者も自己紹介させていただきます。

～区側自己紹介～

喜多課長 続きまして次第の4に移らせていただきます。
先に申し上げました通り、本日は第9期のスタートということで新たに委員をお引き受けいただいた方もいらっしゃいます。
まずは、地域包括支援センター運営協議会及び地域包括支援センターについて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

「資料3-1」をご覧ください。

大田区地域包括支援センター運営協議会は、「1 設置目的」にある通り、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図り、大田区における地域包括支援事業の適正かつ円滑な実施に資するために設置をしています。

根拠法令は介護保険法施行規則になり、任期は3年でございます。
主な所掌事項ですが、包括の事業運営に関する、「4 運営協議会の主な所掌事項」に列挙された事項について、委員の皆様からご意見をいただくこととなっております。

続いて「資料3-2」をご覧ください。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置されており、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することが目的とされています。

2ページと3ページには、介護保険法に定めのある地域包括支援センターの業務を記載しています。

各業務の概要は、4ページ以降に記載しております。

まず、4ページ、5ページには地域包括支援センターの基本的な業務である包括的支援事業を記載しています。

1つ目として、高齢者に対する総合相談支援業務。

2つ目に、虐待対応や成年後見制度の紹介を行う権利擁護業務。

3つ目として介護支援専門員等に対して、日常的に個別指導や助言を

行う包括的・継続的ケアマネジメント業務があります。

また、4つ目は、医療と介護の両方を一体的に提供されるための必要な支援を行う在宅医療・介護連携推進事業。

5つ目に、高齢者の在宅生活を支えるための多様な事業主体による生活支援サービスをコーディネートする生活支援体制整備事業。

6つ目として、認知症があっても地域で暮らし続けられるよう、必要な支援につなげるとともに、認知症の人を見守り、支える体制をつくる認知症総合支援事業があります。

6ページの(2)第1号介護予防支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントを行うものです。

7ページの(3)多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築は、包括的支援事業を効果的に実施するために行うもので、そのネットワークの構築のための1つの手法として、地域ケア会議があり、その地域ケア会議については、8ページに記載のとおり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくためのものです。

大田区では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、9ページの図にあるとおり、地域ケア会議を「個別レベル会議」、「日常生活圏域レベル会議」、「区レベル会議」の3階層で実施しており、そのうちの「個別レベル会議」及び「日常生活圏域レベル会議」の2つを、地域包括支援センターが主催者として実施しています。地域ケア会議の開催状況につきましては、この後の議事で報告をさせていただきます。

事業紹介の最後としまして、10ページ(5)指定介護予防支援事業は、要支援の方の介護予防のケアプランの作成と、当該プランに基づくサービス等の提供が確保されるよう関係機関と連絡調整を行います。

11ページは、大田区地域包括支援センターの設置状況でございます。大田区では、特別出張所の管轄区域を基準として、現在、23か所設置しております。

各センターの場所については、12ページの地域包括支援センター区域図をご参照ください。

地図を区分けしている太い線は出張所の管轄区域を表しております。太い破線の方は、1つの出張所地区を区切って2つの包括で担当していることを表しております。

例えば、地図の下部にある、六郷特別出張所の管轄区域は、包括六郷と包括西六郷で担当しております。

13ページは、窓口の開設時間です。

平日は午前9時から午後7時、土曜日は午前9時から午後5時まで窓口を開設しています。

14ページには、各地域包括支援センターの管轄区域ごとの高齢者人口

と職員定数をお示ししています。

本年4月1日現在の各包括の高齢者人口はご覧のとおりです。

職員定数については、大田区では、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職3職種1人ずつに加えて、見守りささえあいコーディネーター、機能強化対応職員、予防プラン対応職員の3人を配置することを基本系として委託契約を締結しています。

また高齢者人口の多い区域については、これに規模加配職員、予防プラン対応職員といった加算配置をしております。

最後になりますが、15ページは相談件数等の業務実績になります。

「資料3-2」の説明は以上です。

ここまでで質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、次第の5に移らせていただきたいと思います。
第9期大田区地域包括支援センター運営協議会の会長並びに副会長の選出でございます。

「資料3-3」をご覧ください。

会長及び副会長の選出は、大田区地域包括支援センター運営協議会運営要綱第4条第2項により、委員の互選となっております。

まずは、会長を選任したいと考えておりますが、どなたかご意見等ございませんでしょうか。

常安委員

私は佐藤信人先生を推薦させていただきます。

佐藤先生は厚生労働省の職員をされていたときに、介護保険制度の創設に携われ、特にケアマネジメント分野の制度設計にご尽力されたと伺っております。

その深いご見識から現行の推進プラン策定の折には、特別専任委員としてご活躍されておりましたので、適任だと思います。

喜多課長

ただいま常安委員から、会長に佐藤委員とのお声が上がりましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

佐藤委員に今期の会長をお引き受けいただきたく存じますが、佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員

光栄なことでございます。お引き受けいたします。

喜多課長

ありがとうございます。それでは佐藤委員、会長席にご移動をお願いいたします。

続いて副会長の選任に移らせていただきます。

委員の皆様どなたかご意見等ございませんでしょうか。

- 佐藤会長 副会長はこれまで同様に、医師会からご参加をいただいております
工藤委員を推薦させていただきたいと思います。
- 喜多課長 皆様いかがでしょうか。今新会長から工藤委員にということでお言葉
いただきました。
(異議なし)
- 工藤委員 大変僭越ながらお受けいたします。どうぞよろしくお願いいたしま
す。
- 喜多課長 ありがとうございます。
それでは工藤委員、副会長席の方にご移動をお願いいたします。
これで第9期運営協議会の会長並びに副会長が決定いたしました。
それではここで、改めまして、会長、副会長から一言ご挨拶をいた
だきたいと思います。初めに、佐藤会長よろしくをお願いいたします。
- 佐藤会長 会長を仰せつかりました、佐藤でございます。よろしくお願い申し上
げます。地域包括支援センターは、様々なご苦勞を日夜なさっている
ということを私は知っています。センターは、区民の皆様の生活に確
実に役に立っているのではないかなと思っています。
地域包括支援センターの職員の皆様が生き生きとやりがいを持ってお
仕事ができる、ひいては、区民の皆様が楽しみを持って幸せに暮ら
すことができる大田区。それを目指したいと考えているわけでござい
ます。私は微力でございますので、皆様のご協力をお願い申し上げま
す。よろしくお願いいたします。
- 工藤副会長 私自身は認知症専門として日々やっておりますけれども、地域包括支
援センターの皆さんが毎日自転車に乗って、地を這うように、頑張っ
ていらっしゃる姿に敬服をいたしております。
地域包括支援センターの皆さんのご活躍を少しでも円滑に、働きやす
い環境整備のお手伝いをさせていただけたら大変光榮に存じます。
どうぞご指導をよろしくお願いいたします。佐藤先生よろしくお願い
いたします。
- 喜多課長 佐藤会長、工藤副会長ありがとうございます。
それではこれより議事に入りたいと思います。ここからの進行は佐藤
会長をお願いいたします。
- 佐藤会長 それではこれより、次第6の議事に入りたいと存じます。
最初に（1）審議事項アの「令和7年度地域包括支援センターの事業
評価の実施について」事務局よりご説明をお願いいたします。

喜多課長 「資料4」をご覧ください。

大田区地域包括支援センターの事業評価の実施について、これまでの経緯から簡単にご説明をさせていただきます。

平成27年4月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を目的として、事業評価を行うことが努力義務となりました。

これを受け、大田区では、国の設問と区独自の設問等を用いて、平成27年度から地域包括支援センターの事業評価を実施して参りました。さらに、平成30年4月の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの事業評価が義務規定となり、併せて国としての評価指標が示されました。

そのような背景の中、区は、令和2年度まで、国の設問と区独自の設問に対する「はい、いいえ」の2択式の回答の確認をヒアリング形式で実施いたしました。

令和3年度及び令和4年度は、国の2択式の設問と区独自の記述式の設問に対する回答の確認について、意見交換を交えた話し合い形式で実施いたしました。

また、令和4年度につきましては、第三者の視点を取り入れる目的で、地域包括支援センターに対する利用者、介護支援専門員、民生委員児童委員へのアンケートを実施いたしました。

令和5年度及び令和6年度は、国の2択式の設問と区独自の記述式の設問に対する回答の確認を書面形式で実施をいたしました。

また、令和6年度は、民生委員児童委員を対象に、地域包括支援センターに対するアンケートを実施いたしました。

今年度も、昨年度に引き続き、国の設問と区独自の記述式の設問に対する回答を書面形式で行いたいと考えております。

なお、今年度は国からの通知が例年より遅れておりますため、国の説問形式は未定と記載させていただいております。

加えて、第8期の運営協議会の提言を踏まえ、区がセンター及び受託法人と相互に意見交換ができるようにしつつも、相互の事務負担の軽減を図るため、令和7年度から令和9年度にかけて全センターに話し合い形式を実施します。令和7年度は23センターのうち、3分の1程度の8センターを対象に話し合いを行います。

また、地域包括支援センターに対する第三者アンケートは、利用者、介護支援専門員、民生委員児童委員に対して3年間で順次実施することとし、令和7年度は地域包括支援センターの利用者を対象に実施する予定です。

事業評価の進捗状況については、第2回目の運営協議会で中間報告をさせていただきます予定です。

また、評価結果については、第3回目の運営協議会で報告させていただきます予定です。

事業評価の説明は以上でございます。

佐藤会長 ただ今、ご説明がありましたが、ご質問等ございましょうか。
(質疑なし)

質疑はこの部分については終了いたします。
本件に関しては、原案の内容で問題ないと思われませんが、いかがでしょうか。
(異議なし)

では本件は、了承されました。
それでは次の議題に入りたいと思います。

次に、審議事項のイ「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部の再委託について」事務局からご説明をお願いいたします。

喜多課長 「資料5-1」から「資料5-3」をご覧ください。

第1号介護予防支援事業は、事業対象者に対して、介護予防及び訪問・通所・生活支援等の日常生活支援総合事業の適切なサービスが提供されるよう、必要なマネジメントを行う事業となります。

また、指定介護予防支援事業は、要支援者が介護サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関の連絡調整などを行う業務です。

双方とも、介護保険法第115条の23により、業務の一部をセンターから指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされていますが、委託にあたっては中立性及び公正性の確保を図るため、運営協議会の議を経なければならないとされております。

大田区では、大田区地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、「資料5-1」のとおり、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準を定めております。

地域包括支援センターから民間の居宅介護支援事業所への再委託につきましては、「資料5-2」、「資料5-3」のとおり、業務体制に応じて適切に委託されております。

令和7年度につきましても、再委託基準に基づき地域包括支援センターの業務の一部を再委託するということでご承認をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

「資料5-1」から「資料5-3」についての説明は以上です。

佐藤会長 ただ今、ご説明がありましたがご質問等ございましょうか。
(質疑なし)

では、これで質疑を終了いたします。
本件に関しては、原案の内容で問題はないと思われませんが、よろしい

でしょうか。
(異議なし)

本件は了承されました。それでは次の議題に入りたいと思います。

次に報告事項ア「第8期提言について」で事務局よりご説明をお願いいたします。

喜多課長 「資料6」をご覧ください。

こちらは令和4年度から令和6年度までの3年間、大田区地域包括支援センター運営協議会で地域包括支援センターが抱える課題の解決や機能強化を目指して議論されてきた内容に基づく、大田区への提言書になります。

その内容でございますが、区と包括に期待する役割や取組等について、3つのテーマにまとめられております。

1つ目のテーマは、『地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現に向けて』です。

こちらのテーマにつきましては、

- (1) チーム支援体制の強化やセンターが身近な存在であることへの理解をより浸透させることについて
 - (2) センターは、様々な通いの場との連携を一層強化し、区はそれらの連携強化を支援することについて
 - (3) 認知症に対する取り組みについて
 - (4) 地域づくりに対する取り組みについて
- 以上の4つの項目にわたり提言されています。

2つ目のテーマは、『地域包括支援センターの事業評価について』です。

こちらのテーマにつきましては、

- (1) 第三者の視点を取り入れた事業評価の実施について
 - (2) 事業評価の手法の工夫について
 - (3) 包括の機能強化につなげられるよう事業報告書、事業計画書及び評価結果のセンター間の共有について
- 以上の3つの項目にわたり提言されています。

3つ目のテーマは、『職員の人材育成について』です。

こちらのテーマにつきましては、

- (1) 多様な相談や幅広いセンター業務に対応できる人材の育成について
- (2) 権利擁護支援に関し、適切に相談対応できるよう、センター職員全体の知識向上を図ることについて
- (3) センター職員のセキュリティ意識の向上の取組みについて
- (4) センター内及びセンター間のデジタルツール等を活用した各種事

例の情報共有について

以上の、4つの項目にわたり提言されています。

区及びセンターは、いただきました提言内容を受けとめ、今後の事業を推進していくとともに、第9期の本運営協議会の3年目にあたります、令和9年度の運営協議会におきまして、この提言に対する区及びセンターの取組状況について、委員の皆様にご報告させていただく予定でございます。

「資料6」についての説明は以上です。

佐藤会長

ただ今、ご説明がありましたが、質問等ございましょうか。
よろしいですか。

(質疑なし)

では、次の議題に入ります。

次に、報告事項のイ「地域ケア会議（個別レベル・日常生活圏域レベル）の実施状況について」、大森地域福祉課上田課長よりご説明をお願いいたします。

上田課長

「資料7」地域ケア会議（個別レベル・日常生活圏域レベル）の実施状況について報告をさせていただきます。

まず、個別レベル地域ケア会議でございます。

上段が開催回数、下段が開催件数でございます。

大森地域につきましては、開催回数が39回、開催件数は51件ということで他の3地区と異なり、数字が一緒にはなってございません。

これは、大森地域では1回の会議で複数のケースについて検討を行うことがあり、開催数より検討ケース数が多くなっております。

全体としては開催回数が84回、開催件数が96件となっております。検討件数の内訳としましては重複課題等の支援困難ケース、自立支援計画作成ケースが、ほとんどを占めております。

2番目に日常生活圏域レベル地域ケア会議でございますが、こちらも上段が開催回数、下段が開催件数となっております。

こちらも大森地域で数が異なっております。件数の方が2件少なくなっておりますのは、大森地域の中で、包括徳持と包括新井宿が同一内容で、2回開催をしております件数が2件減っております。

全体としては開催回数が36回、開催件数が34件となっております。

また、日常生活圏域レベルでの昨年度の検討テーマの例でございますが、こちらに各地区2件ずつの掲載しております。

引き続き自治会町会、民生委員児童委員、地域の医療機関、介護事業者等と、連携し解決に向けて検討して参ります。

「資料7」の説明は以上でございます。

- 佐藤会長 ただ今、ご説明がありました、質問等ございましょうか。
- 高橋委員 個別レベル地域ケア会議につきましては、開催回数にばらつきがあるように思えるんですけども、この要因について、お聞かせいただきたいというのが1つ。
もう1つは、個別レベル地域ケア会議の中で絞り込んで日常生活圏域レベル地域ケア会議が開催されるように思うが、調布地域でいえば、
（1）個別レベル地域ケア会議の件数より（2）日常生活圏域レベル地域ケア会議の件数が多い。それは糀谷・羽田地域もそうであるが、
こういう件数の点からすると、上位関係や絞り込み関係にあるというのは、必ずしもそうではないということでしょうか。
以上2点ご質問いたします。
- 上田課長 大森地域・蒲田地域については、管轄の人口の問題や、抱えるケースの困難度の数等で突出している状況でございます。この辺は、地域差が開催回数としてあらわれているものと思っております。
また、日常生活圏域レベル地域ケア会議については、それぞれ各地域包括支援センターでテーマを設定しており、全ての会議が必ずしも個別レベル地域ケア会議の中からテーマを絞り込んでいるわけではございません。調布地域につきましては、同じ内容で行われた会議が複数回あったものと認識しております。
- 高橋委員 よくわかりました。ありがとうございます。
- 佐藤会長 その他に、質問等ございますか。
- 濱委員 地域ケア会議につきましては、個別の地域で密着した課題を包括が取り上げていただいていることと思います。
こちらのようないくつかの件数のご報告ももちろんいただきたいところですが、中身について、地域で具体的に個別ケア会議に上がってきたものが、区レベル会議に上がってくる経過をぜひお知らせいただけるとありがたいです。
私は、今年地域ケア会議に参加しておりまして、3年前にも同じ方のケースの地域ケア会議に参加させていただいてます。
その方は障害福祉サービスと介護保険サービスの併用の事例なんですけれども、3年前の話し合いの結果と、今年の話し合いの結果がかなり違うものが出てきています。
違いはどういうふうに生まれてきたのか、それは、日常生活圏域レベル地域ケア会議に上げていただいたとき、区レベル地域ケア会議に上げていただいたときに、どういう結果が得られているのかというようなことまで、ぜひ知っていきたいと思っているので、件数以外のことで、どのように持ち上がってきた課題があって、解決に向けて、どういう経緯があったというようなことのご報告が、これから出されるの

かどうかお伺いしたいと思います。

浅沼課長 個別レベル地域ケア会議の中での問題の統一化を図りながら、日常生活圏域レベル地域ケア会議、また区レベル地域ケア会議に上げていくということは非常に大切な取り組みだと考えております。

例えば、調布地域の例でございますが、個別レベル地域ケア会議の中で、認知症でADLが低下している方で、なかなか支援を受けたくないという方について個別レベル地域ケア会議で挙がり、日常生活圏域レベル会議の中では保健師なども含め、セルフネグレクト状態になる方の支援を地域の中でどう関わっていくか話が上がっていったケースもございます。

そのような形で、地域ごとに個別レベル地域ケア会議の中で、見極めながら必要な部分については、日常生活圏域地域ケア会議にあげる、また、なかなか区レベル地域ケア会議に上げるには難しい部分がございますけれども、地域の繋がりという部分では、区全体で取り組む検討をしない部分が多々あるということでは、個別レベル地域ケア会議の開催等につきましても、地域ごとに開催については丁寧に説明しながら対応しているという現状がございます。

佐藤会長 お答えありましたが、濱委員、いかがですか。

濱委員 ありがとうございます。今年、地域ケア会議に参加して、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方の事例だったのですが、個別レベル地域ケア会議の中で包括の職員さんは介護保険のことはわかるけど障害がわからない、障害の担当の方は介護保険のことはわからないと、会議の中で複数回お答えをされているんですね。

障害があって高齢になられている方が今増えていますので、提言の中でもあるように地域包括ケアシステムの深化・推進というところでいうと、ぜひ個別レベル地域ケア会議で出た事柄について、もう少し検証されると大変ありがたいかなと思っていますので、生かしていただけるようなことをお考えいただけるとありがたいと思っています。

佐藤会長 事務局いかがですか。

浅沼課長 地域ごとにその部分については十分受けとめさせていただき、対応していきたいと思います。

佐藤会長 濱委員よろしいでしょうか。

濱委員 はい。

佐藤会長 それ以外の委員、いかがでしょうか。
(その他質疑なし)

それでは、次の議事に入ります。

報告事項ウ「地域包括支援センター事業報告・事業計画について」事務局から説明をお願いいたします。

喜多課長 各地域包括支援センターの令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画についてご説明をさせていただきます。

まずは「資料8-1」各地域包括支援センターの令和6年度事業報告書の見方を、地域包括支援センター大森を例にご説明させていただきますと思います。

1ページから9ページまでの「1 事業目標」と9ページ下段から18ページまでの「2 事業実施計画」と大きく2つのパートに分かれております。

「1 事業目標」につきましては、包括支援センターが掲げた事業目標が記載されております。次に、その目標に対して、まず1つ目の表で、令和6年度から取り組んでおります機能アップ3か年計画の重点項目の令和6年度の達成度評価が記載されております。そして下段の次の表に、事業目標に向けた実施計画を左側に、その実績・今後の展望、課題や、先に述べました機能アップ3か年計画の重点項目の令和6年度の達成度評価の理由等を右側に、1ページから9ページにわたり記載されてございます。

機能アップ3か年計画における、昨年度の達成度評価につきましては、各センターとも、S及びAとの報告を受けており、全体として概ね計画通り事業を実施できたものと捉えております。

9ページ下段「2 事業実施計画」は、委託している業務ごとに、年度当初に立てた個別目標が記載されています。それぞれの目標に対して、左側に実施計画と、右側に実施内容等を記載したものとなっております。

主な取組を紹介いたしますと、

まず9ページ下段、「2 事業実施計画」の「(1) 総合相談支援業務」では、高齢者の総合相談の他、ここでは虐待防止、権利擁護を含み、早期発見、早期対応を目指し、積極的に各種研修へ参加するなど、対応力の強化に取り組んできた様子がうかがえます。

11ページ「(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に向けての研修開催や、地域における多職種・多機関との連携体制づくりにも取り組んでいます。

下段に移りまして、「(3) 介護予防ケアマネジメント業務」では、高齢者一人ひとりの自立に向けた支援ができるよう関係者と連携、情報共有しながら進めることで、地域の皆様のフレイル予防に対する意識の向上につなげています。

12ページ下段、「(4) 見守り支え合いネットワーク推進業務」では、地域団体等と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して

暮らせるよう、地域全体で見守りささえ合うネットワークを、地域包括支援センターが核として取り組んでいます。

また、見守りキーホルダーの登録・普及啓発においても、創意工夫によって登録件数の増加を図っています。

14 ページ、「（５）地域包括ケアシステムのさらなる推進・地域共生社会の実現に向けた取組」では、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を行う地域ケア会議を実施しています。

16 ページ中段、「（６）認知症施策推進に係る業務」では、９月の認知症月間に様々な催しを実施するなど、認知症への理解促進を図り、認知症の方とその家族が安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう取り組んでいます。

最後に 17 ページ、「（７）その他」として「大田区が実施する業務への協力等」の実績が挙げられております。

続きまして、令和 7 年度の事業計画についてです。

「資料 8－2」をご覧ください。

事業計画書は、地域包括支援センターが、中長期的な視点を持ち、事業運営に生かすことができるように、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間で進める機能アップ 3 か年計画に連動する内容となっております。

なお、機能アップ 3 か年計画は、おおた高齢者施策推進プランに紐づけて、各地域包括支援センターが立てた計画となっております。

事業計画書の「1 事業目標」には、各地域包括支援センターとして大きな目標を定めた上で、機能アップ 3 か年計画の「目指す姿」と、「重点項目」を掲げています。

「2 事業実施計画」では、業務ごとの個別目標、実施計画を挙げています。★黒の星印【重-1】【重-2】などの表記があるのは、機能アップ 3 か年計画の実現に向けて、どの重点項目に紐づいているかを示しています。

こうして、各地域包括支援センターは、機能アップ 3 か年計画の目指す姿に着実に近づいていけるよう、今年度の事業計画に基づき、各事業に取り組んでいくこととなります。

説明は以上となります。

各地域の取り組み状況等については、各地域福祉課長から説明をお願いします。

上田課長

地域福祉課管内の各地域包括支援センターの取り組みについて、ご報告をさせていただきます。

包括大森については今お話しいただいたところがございますので、19 ページの、包括平和島の事業報告からご説明させていただきます。

まず、包括の取り組みでございますが、20 ページをご覧ください。

(3) の取り組みでございますが、大森西地区の民生委員や包括大森と連携して地域のフレイル予防を促進するためのフレイル予防教室を、年 11 回開催しているところでございます。

(4) です。地域 NPO 法人と大田区社会福祉協議会と連携し、大田区社会福祉協議会からの助成を受けて、「ヤングケアラー支え合い協定推進協議会」を立ち上げ、活動を開始しているところでございます。ヤングケアラーを取り巻く支援のための多職種の連携体制の土台を地域の関係機関と多職種で考える研修などを行っているところでございます。

続きまして、26 ページにあるケアマネジャー向けの研修や交流会の話でございます。

ケアマネ向上委員会を 3 回開催するなど、「ヤングケアラー支え合い協定推進協議会」第 1 回研修を受けるとともに、大田区社会福祉協議会、包括平和島とともに地域づくりを担っていく活動を行っております。

また、ケアマネジャー学習交流会を 2 回開催しており、第 1 回目は講師にご自身も ALS 患者遺族でもある東京都難病ピア相談室の方をお呼びしてグループワークを行い、第 2 回目はヤングケアラーについて地域包括支援センターも関わっている「ヤングケアラー支え合い協定推進協議会」による、ヤングケアラー研修などを行っているところでございます。

今後もケアマネジャーが支援に関わることで予測される様々な方への対応力の向上を意識した研修を行っております。

次に 31 ページになります。

認知症サポーターの関連でございますが、大森第五小学校の 6 年生、大森東中学校の 3 年生に対して、人権教育の一環として、認知症サポーター養成講座を行っております。

また、大森東中学校では、包括大森東と協働で開催しております。小学 6 年生には、高齢者による「フレディの遺言」の朗読などを取り入れ、若い世代にも認知症に関する普及啓発を進めているところでございます。

続きまして、包括入新井の報告でございます。

33 ページからになります。

包括入新井につきましては、昨年大森北 4 丁目到大森北四丁目複合施設スマイル大森が完成し、包括入新井とシニアステーション入新井が入居しております。

企画する講座は、大勢の方が来られており、運動系のカリキュラムは、大変好評でございます。

今後、地下 2 階にある多目的ホールを活用したイベントなども考えております。

入新井老人いこいの家の閉館の際には、趣味や特技のお披露目会として「ありがたいいこいの家」を入新井寿楽会と協力して行いました。

34 ページでございますが、見守りキーホルダーの、普及啓発なども行っております。また、通いの場マップの情報更新なども行っているところでございます。

39 ページになりますが、介護予防ケアマネジメント業務で、今の話と関連する部分ではございますが、入新井地区における通いの場マップの更新・新規情報追加の作業などを行い、必要とする地域住民に配布をしております。

また、スマイル大森に移転後は、同施設に入居する他団体とも連携し、積極的な周知などを行っているところでございます。

41 ページをご覧ください。

地域包括ケアシステムのさらなる推進・地域共生社会の実現に向けた取り組みでございます。その中で個別レベル及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議を開催し、地域課題の検討を行ったところで、日常生活圏域レベルにおいては、「持続可能な高齢者の居場所」について検討しております。

具体的に、今月、7月16日にスマイル大森地下2階の多目的室にて、シルバーディスコというイベントを開催する予定でございます。定員200名のところ応募者多数で満員御礼といった企画を用意しているところでございます。

また、入新井地区ではこども食堂が3ヶ所あり、高齢者が集える場所でこども食堂ができないか、入新井の商店街やイトーヨーカドー大森店など商業施設と提携して活用できないか、等アイデアが出てきており、多世代交流が期待できるということと、来ていただく方がお客様ではなく主体的に関われるように企画段階から、参加していただく工夫が必要等の意見をいただき、検討を続けているところでございます。

入新井地区は、以上でございます。

包括馬込になります。

こちらは、44 ページからになります。

地域包括支援センターとシニアステーションの周知ということで、包括馬込の独自の取り組みとして、ボランティア、主に高齢者の方を対象に包括事業のお手伝いなど協力していただきたい方、協力した方を、ボランティア「チームまごの手」として、ボランティア登録し、地域向けガイドの作成や、体力測定会の手伝いなどをしていただいております。45 ページに、記載されているところでございます。

46 ページでございますが、認知症イベントとして馬込図書館主催の認知症イベントなど、開催をしております。

包括南馬込です。

54 ページからになります。

シニアステーションとの連携、体力測定会である南馬込健康塾の事業展開、シニアクラブへの熱中症啓発活動、また、馬込図書館との連携事業、高齢者の実態把握も兼ねた馬込レポートの事業展開などをして

いるところです。

包括徳持です。

63 ページから始まります。

男性向けのセミナーをテーマに取り上げて、これまで検討を進めてきているところでございます。男性高齢者の孤立化防止に関する議論を行っており、地域ケア会議では、帝京平成大学の先生にも参加をいただいております。

今年3月には池上本門寺にて、お墓めぐりなどの開催を予定しておりましたが、雨天のため4月2日に延期し、ご案内いただく方に近くの会場でコースの紹介などしていただいております。その他、ケアマネジャー勉強会、交流会など、様々な取り組みを行っているところでございます。

最後に包括新井宿です。

76 ページからになります。

多世代交流の場として地域の保育園の自主グループが訪問して活動する機会を創設するなど、行っております。

また、見守りキーホルダーの登録勸奨や大森圏域7包括合同で、世界アルツハイマー月間啓発イベントの際に登録会を行い、MEGA ドン・キホーテ大森山王店で登録会なども行われ、地域等で協力を得ながら取り組んでいるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

浅沼課長

引き続きまして、調布地域についてご説明させていただきます。

調布地域につきましては、地域包括支援センターが6つございます。

事業報告書は、「資料8-1」86 ページから135 ページまで、事業計画書は、「資料8-2」25 ページから42 ページまでが調布地域の取り組みになります。

詳細の取り組みについては、主な、共通する取り組みや、頑張っている点について共有させていただきたいと思っております。

調布地域におきましては、各地域包括支援センターが単体だけの取り組みではなくて、各地域包括支援センター同士の、繋がり、連携を大切にして様々なイベントや事業を実施しているという点がございます。

また、こちら先ほど冒頭、高齢福祉課長からもございましたけれども、自治会・町会、民生委員の方とも連携強化に着目して事業を推進しているという点。

また、地域の中にある社会資源、例えば商業施設や薬局などとの関係づくりを強化させていただきながら、より一層、高齢者の見守りや地域づくりに資する活動、事業を展開しているという点でございます。

また、最後になりますけれども、より高齢者の方にとって地域包括支援センターが、身近な存在になっていただけるように、いろんな場面で繋がるきっかけづくりの創出、また、出張相談会等として出向くよ

うな形も設けながら地域包括支援センターが、敷居が低く、誰もが繋がれる、入れる機関となるように努力しているという点が挙げられます。

調布地域については以上でございます。

根本課長

続きまして蒲田地域でございます。

136 ページから 198 ページまで、7つの包括支援センターがございます。特徴的なところを幾つかご紹介させていただきます。

136 ページからが包括六郷でございます。包括六郷と包括西六郷につきまして同じ運営法人でございます。そういった点を活用いたしまして、136 ページをご覧くださいと、地域住民への予防講座、「六郷学び舎」がございますが、こちらは2つの包括が協働して、生活習慣病等のテーマに沿った事業を行っているところでございます。

143 ページをご覧くださいと、地域の社会資源の情報誌、「六郷お役立ちガイド」を発行しています。

六郷地区は、高齢化率が 18 地区中 2 番目であり、ひとり暮らし登録者数が 18 地区で一番多いので、いわゆるお年寄り向けの、訪問して下さる医療機関とか、まとめた情報誌を、包括で作成しておりましてこちらは、区でも活用させていただき情報提供に資するものでございます。

続きまして、蒲田東地区は、包括蒲田東と包括蒲田がございます。

こちらは運営法人が異なります。197 ページをご覧ください。

こちらは包括蒲田東の記載でございますが③で、連携しながら2つの包括が蒲田東地区にいろいろな働きかけということで、定期的なオレンジカフェを開催してます。薬局や栄養士会、介護事業者等に声掛け、HOPE ということでは、若い方の認知症の部分の協力を受け、様々な関係機関をお呼びしながら、高齢者の相談する場や情報提供に努めているところでございます。

次は、蒲田西地区でございます。

こちらは包括西蒲田と包括新蒲田でございます。こちらは、長年の間、商店街等のご協力をいただいて活動しております。173 ページをご覧ください。

蒲田駅前等がございますので、「未帰宅者捜索模擬訓練」の商店街、介護事業者、警察にご協力いただきながら、地域の中での認知症に対する理解等を深めているところでございます。

蒲田地域管内には7包括ありますが、すべての包括合同で、区報とかホームページで絶賛お呼びかけしていますが小学生向けの認知症サポーター養成講座を夏休み中に行っております。

先日 NHK にお出になった、認知症当事者でレビー小体型認知症の方にもご参加いただいて、こどもたちとグループワークしながら、理解を深める取り組みをしているところでございます。

事業計画書については、これまでそれぞれ地域特性を踏まえて、いろ

いゝな課題、またさらに深めていく部分で各種包括としては取り組んでいこうと考えているところでございます。
蒲田地区は以上でございます。

若林課長 糺谷・羽田地区管内の包括の活動について報告をさせていただきます。
管内には3つの地域包括支援センターがございます。
それぞれのセンターの特徴的な取り組みにつきまして、紹介をさせていただきますと思います。

まず初めに、地域包括支援センター大森東でございます。
事業報告書の200ページ、201ページを中心にご紹介をさせていただきます。
まず管内にあります東京労災病院、京浜病院、大田病院と定期的な連絡会を開催して、情報の共有や関係づくりなどに取り組んでおります。
また、病院合同による健康相談会を実施して、各病院の特色などを理解していただき、高齢者の健康増進を支援しております。
また、災害時における、学校防災活動拠点訓練、自治会主催の防災訓練に参加するとともに、3月の火災予防運動月間には、消防署と連携して高齢者宅を防災点検で訪問するなど、地域や関係機関と連携を強化することで、高齢者の安全安心に取り組んでいるところでございます。

続きまして、地域包括支援センター糺谷でございます。
お手元の資料の210ページを中心にご紹介をさせていただきます。
こちらは、シニアクラブ、自治会連合会など様々な地域団体と連携協力いたしまして、糺谷の元気を進める会という高齢者フレイル予防事業の運営に携わっております。
ポールウォークや輪投げ大会など、イベントの開催に向けて、地域の方との会議を重ねる中で、高齢者の自主性を引き出し、主体的な参加を促すことで、高齢者のフレイル予防を推進しているところでございます。
またこの他にも、高齢者の見守り活動の一環として、高齢者見守りキーホルダーの登録を推進しております。地域でのお祭りとか銭湯、商店街などで出張登録会を開催いたしまして、積極的に登録の促進を行っているところでございます。

続きまして、地域包括支援センター羽田でございます。
こちらは資料、222ページ、223ページ、230ページを中心に紹介をさせていただきます。
主に、こちらは併設されているシニアステーション羽田と連携して、相談支援や認知症予防などに取り組んでおります。
また、区と東邦大学の共同研究である「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」における分析結果をもとに保健師による「ちょ

こっと健康相談会」などを、開催いたしまして、食生活、運動など、アドバイスをする中で、生活習慣の改善を促しております。
この他にも、高齢者のデジタルデバイド解消を目的としまして、スマートフォンの相談会や教室を開催しております。
こういった中で、はねびょん健康ポイントや防災アプリの活用を促し、高齢者の安全安心を支援してるところでございます。
私からは以上でございます。

佐藤会長 ただ今、ご説明がありましたが、ご質問等ございましょうか。

高橋委員 公募委員の高橋でございます。
各地域包括支援センターとも、様々な活動をしていただいて大変ありがたく思っております。
ただ、差があるとすれば、「大田区が実施する業務への協力等」のところが、地域包括支援センターによって差があるなと感じまして、例えば、111 ページの包括たまがわと 229 ページの包括羽田の報告を見ると、かなり報告の具体性に差がある。それぞれ頑張っただいてると思うんですけども、包括羽田のように具体的に書いていただいていると、こちらの立場としても、どのような実績があるかすごくよくわかりますので、各地域包括支援センターが独自に立てた個別の目標において、個別に報告していただいているんだと思うんですけども、実績を的確に報告していただくにあたっては、実績はちゃんとやっているとしますので報告も頑張っていたいただければと思います。
以上です。

若林課長 こちらの事業報告書と事業計画書でございますけども、委員の皆様に活動をよりよく理解していただくということもございますので、実績等につきましては詳細に記載するように、私ども地域福祉課のほうからお話をして参りたいと考えております。

高橋委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

佐藤会長 では高見委員。

高見委員 新井宿では、認知症予防教室が年 3 回あり、予約制になってるんですけど、1 日で完売。すごいんです。
来てる人が 30 人から 40 人、500 円を出して 2,000 円のお弁当を食べられるのも魅力なんですけれどもそこに来る人はみんな元気で、その中でも 9 割が女性です。
工藤先生のお話がすごく上手で、「まごたちにはやさしい」という食材を摂りましょうと。本当に皆さんが摂ってくださって元気になっております。
皆さんどうぞ見学に来てください。

佐藤会長

ありがとうございました。
その他いかがでございましょうか。

みんな元気だということで、とてもいいなと思います。
地域包括支援センターとしても努力をいただいていると思いますが、そういうことにご参加をいただけない人たちは、社会サービスに繋がっていないことが懸念されますので、そうした人々については、地域包括支援センターでアウトリーチ等ご尽力されています。それをさらに充実をさせていただくことができたらいなと思います。
あと、お話を伺って女性が多いということですがけれども、要介護認定を申請する理由で女性のトップは認知症。
女性の関心が高いのかなというふうにも思いました。
できれば、男性の方々が、どんどん地域活動に出張っていただけるような、そういう働きかけも、今後、地域包括支援センターにさらに、求められるかなと思っております。

その他の委員、よろしいでしょうか。
(その他質疑なし)
それでは、次の議題に入ります。

報告事項エ「大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例について（改正）」事務局からご説明をお願いいたします。

喜多課長

「資料 9－1」、「資料 9－2」をあわせてご覧いただけると幸いです。
対象とする条例は、「大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」でございします。介護保険法施行規則が令和 6 年 4 月に改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が変更されたことに伴い、大田区においても同様の条例改正をいたしました。
介護保険法施行規則改正の背景といたしましては、厚生労働省が設置いたしました社会保障審議会介護保険部会におきまして、センターの職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、従来の、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種の配置を原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置を進めることが適当であるとされたことによるものでございします。
改正の内容は 3 点ございします。

1 点目は、第 2 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改めます。これは地域包括支援センター運営協議会という言葉が初めて出てくる条文が「ロ（2）」から「イ」に

なったことによる文言整理です。

2点目は、地域包括支援センター職員について、常勤換算方法による職員配置を可能といたします。これは、非常勤職員であっても、同じ職種の職員を複数人配置することにより、その職員らの勤務延べ時間数が常勤職員の勤務すべき時間数を満たしていれば、常勤職員の員数に換算できるというものです。

仮に常勤職員が40時間としますと、16時間の職員と24時間の職員を2人雇うとそれで40時間ということで、非常勤2人を雇って常勤1人という換算にしてもいいというルールになります。

3点目は、複数のセンターが担当する区域ごとの高齢者人口を合算した数について、概ね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、該当のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとなります。

言葉では分かりにくいと思いますので、「資料9-3」のイメージ図をご覧ください。

左側の図は、改正前を表す図となっており、A市におけるそれぞれ高齢者人口6,000人のa、b、cの3つの圏域です。各地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が一人ずつ配置されています。

この配置は、改正後においても介護保険法施行規則において、原則として定められているものです。

改正後は右側の図になります。先ほどご説明いたしました3職種の原則配置にかかわらず、a、b、cの圏域を合算し、高齢者1万8千人の大きなエリアをつくり、そのエリアにある3つの地域包括支援センターに、地域の実情に応じて、3職種を配置した場合のイメージ図となります。

各センターの人数等、柔軟な職員配置が可能となり、相互に情報共有や支援を行うことで、各センターには必ずしも3職種一人ずつの配置は必須ではありませんが、2職種以上は配置しなければなりません。なお、改正内容の2点目の常勤換算と3点目の常勤職員の員数の適用につきましては、大田区地域包括支援センター運営協議会での承認が必要となります。

私からの説明は以上でございます。

佐藤会長 ただ今ご説明がありました、ご質問等ございましたら。

志田委員 大田区特養・養護施設長会の志田です。
今ご説明があった通り複数の圏域を合わせて、職員が複数の場所で勤務してもいい。というご説明があったと思うんですけど、同じ法人であればわかりやすいと思うんですけど、法人が違ったときにどうする

のかなってというのがもし、今わかってる時点で回答いただければと思います。

喜多課長 大田区は 23 包括、複数の事業者をお願いをしています。その中で、複数の包括を持ってらっしゃる事業者はこういうルールにのっとってやりやすい。

一方で、1 つしか持ってないところはどうかという話になってくるのですが、そこも課題で、事業者が違った場合には、その事業者間で、相互支援等について調整していただいた上で、大田区と話し合って、その上で本協議会にかけてご承認をいただければ、できないという形になります。

ただし、地方の状況と違って東京都内ではまだ人材を確保できていると思っています。各地域包括支援センターには、当然今いる方に長く続けていただけるようにしていただくと共に、もし何かあったときでも、新しい人をしっかりと採用していただく努力をしていただかないといけないんですけれども、この原則を何とか守って区民サービスを続けていきたいと、福祉部としては考えておりますので、何とかこのルールを使わずにご協力いただきたいと思いますと思っています。

志田委員 ありがとうございます。

佐藤会長 全国的には人材不足ということで、いろんな弾力化が進められますけれども、まず、基本 3 職種を置いているのは、チームアプローチ、チームケアが必要だからですよね。その点に重きを置いて大田区では、原則通りで進めたいということでございます。

ご意見よろしいでしょうか。
(異議なし)

それでは次に、報告事項オ「地域包括支援センター大森の暫定移転について」事務局からご説明をお願いいたします。

喜多課長 「資料 10」をご覧ください。

地域包括支援センター大森は、令和 7 年 9 月 16 日火曜日にシルバー人材センター大森分室内の作業室に暫定移転予定です。令和 11 年度以降、Ⅱ期工事完了後、本移転の予定です。
電話番号及び FAX 番号に変更はございません。

佐藤会長 ただ今ご説明がございましたけれども、ご質問等ございましょうか。
(質疑なし)

以上で本日の議事については終了となります。
それでは、進行を事務局にお返しをいたします。

喜多課長

本日は皆様いろいろなご意見を頂戴しまして本当にありがとうございました。最後に今後の会議日程についてご連絡をさせていただきます。

今年度の運営協議会は、全3回の開催を予定してございます。

次回は、令和7年10月30日木曜日午後1時30分からを予定してございます。

詳細は日程が近くなりましたら、ご通知申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和7年度第1回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。